

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第1回 議事要旨

■ 開催概要

<日時> 令和3年12月24日(金) 8:00~10:00

<場所> オンライン開催 (MS Teams: みずほリサーチ&テクノロジーズ主催)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、高倉委員、武田委員、百歩委員、
平山委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 金藤 ICT 委員会委員長
一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事
公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

内閣官房 デジタル市場競争会議事務局 成田次長
公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課 塚田課長
個人情報保護委員会事務局 矢田企画官
消費者庁 消費者政策課 吉田課長
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 西潟企画官
経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 杉原室長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室 日置室長ほか
(令和3年度事務局運営支援業務委託先) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

1. 開会
2. 議事
(1) 本会合の開催等について

(2) モニタリング・レビューの進め方について

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

【資料1】 デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の開催について

【資料2】 本会合の議事の取扱い等について（案）

【資料3】 事務局提出資料

■ 討議概要

<本会合の位置づけについて（事務局）>

- 2020年5月に、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「透明化法」という。）」が新法として成立し、2021年4月1日から、大規模なオンラインモール及びアプリストアの運営事業者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）5社を対象として、運用が開始された。
- 本法では、政府が大枠を示し、規制対象者が自主的に創意工夫を行う余地のある官民の共同規制の手法を採用しており、同法の実効性を確保する上で、本会合が要となっている。
- デジタルプラットフォームを巡るルール整備に関しては、諸外国では不当行為を予め禁止しようという手法が議論されている。そうした中で、官民役割分担による共同規制というイノベーション配慮型の日本のアプローチへの注目も高まっている。

<本会合の趣旨及び意義等について>

- デジタル市場における透明かつ公正な取引を実現するために、取引環境の改善を加速させる枠組みを提供することが、透明化法及び本会合の役割である。
- 本会合を通じて、デジタル市場における競争上の構造的な問題を明らかにし、関係者間の相互理解及び情報共有に貢献する場を実現したい。
- 本会合は、アジャイルガバナンスの手法が本格的に採用される非常に興味深い取組である。
- 現在、特定デジタルプラットフォーム提供者とその関係者の相互理解は必ずしも十分ではないと感じている。本会合は、関係者間の相互理解を促進し、特定デジタルプラットフォーム提供者のビジネスモデルに対する安心感や信頼感を高めるベストプラクティスを後押しする場でありたい。
- 現在、特定デジタルプラットフォーム提供者と社会との間に、信頼関係が十分に構築されていない状況にある。デジタルプラットフォームは、多くの人々の行動に影響を及ぼす存在となっているため、自社の行動が社会に与える負の影響について十分配慮することを、社会が求めるようになりつつある。本会合は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対する信頼に基づいて、公的な存在と

して望まれる姿を示し、対話を通じて、その戦略的な変容を促進する役割を担っている。

- 本会合では、透明化法の趣旨に照らして、関係者間の相互理解を深めるとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的な取組を支えていきたい。
- 現在、欧州のデジタル市場競争法をはじめ、国際的にもこの分野のルール形成は急速に進んでいる。本会合では、どのような問題に対して共同規制アプローチが効果的なのかなど、ルール形成の全体設計や役割分担も含めた検討が進むことを期待したい。
- EU の PtoB 規則は競争法から独立した形で運用されているが、我が国の透明化法は、競争政策の一端を担うことを前提に立法されており、本法の運用は世界的にも注目を集めている。
- B to C や C to C の取引など、透明化法の対象とならない領域もあるため、関係省庁の規制の在り方についても考慮しながら、本法の在り方を考えていく必要がある。

<モニタリング・レビューの進め方について>

- イノベーションの促進という観点では、中小企業の過剰な保護は、市場の効率性を損なう可能性がある。よって、本会合を通じて市場の効率性が低下するような介入を行うことについては、十分な注意が必要である。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者が自発的に市場の効率性を実現しない誘因が存在する部分に対しては、政府の介入が必要となる。本会合では、共同規制アプローチにより、市場の効率性を改善するための有効な手段を検討できるとよい。
- イノベーションを生み出す誘因整合的な制度設計の重要性に共感するとともに、デジタルプラットフォームによって実現されてきた便益を軽視することなく、バランスの取れた議論を行いたい。ただし、透明性を確保するだけでは十分に解決できない問題が生じる可能性もあるため、その際は他の手段の活用等も視野に入れる必要がある。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者から提出される報告書の信ぴょう性を確認することが重要である。また、報告書のレビューの方法やその詳細度についても検討を行う必要がある。特に重要な項目については、エビデンスの確認など必要ではないか。
- 透明化法を通じた対話というアプローチを選択した以上、運用の手段としてのモニタリングが非常に重要である。モニタリングを機能させる上で、最も問題となるのは情報量であるが、それらの情報をどのように収集するのかが今後の大きな課題である。例えば、オンラインモールやアプリストアの出店者に対する調査を実施してはどうか。また、検索結果の表示順等に関しても、専門家の協力を得るなど、有効な調査方法の検討が必要である。
- 今後の検討においては、議論や検討の材料を十分に確保することが重要である。その観点から、「デジタルプラットフォーム取引相談窓口（以下「相談窓口」という。）」に様々な情報が寄せられる必要があり、いずれの分野においても相談窓口の存在が関係事業者に周知されていることも重要となる。
- 特定デジタルプラットフォーム上のアカウントやアプリケーションの削除は、現在、AI を用いて、かなりの部分が自動で行われていると考えられる。現代の AI 技術には不完全な面もあるが、人的コストを下げるためには使わざるを得ない技術である。本会合では、技術の導入を否定するもので

はないが、技術の不完全な部分を考慮して使用されているか、また、その精度が高くない場合は継続的に改良されているかなどの観点から確認を行うことも重要である。

- 同じデジタルプラットフォームと言っても、事業者間で異なる仕組みが運用されているため、これらを画一的な基準で扱うことは難しい。プラットフォーム上の課題に適切に対応するためには、各デジタルプラットフォーム提供者固有の条件や現状等を踏まえて、プラットフォーム別に検討することが重要である。
- 可能であれば、特定デジタルプラットフォーム提供者に対するヒアリングなども本会合の中で実施できると良いのではないかと。

＜その他質疑応答等＞

- 相談者の匿名性の確保の状況について、確認したい。
→ 匿名を希望する相談者の情報は、確実に匿名で扱っている。(相談窓口運営事業者)
- 相談窓口には、アカウント削除や停止に関する相談が寄せられているが、特定デジタルプラットフォーム提供者と出店者の双方の意思疎通を円滑にすることができれば、さらに状況が改善されるのではないかと。
- 相談窓口では、相互に理解可能なコミュニケーションの促進に留意している。本会合では、法令に則った透明性の実現とともに、デジタルプラットフォーム上での取引での公正さとは何かについて議論できるとよい。
- 近年、オンラインモールなどで消費者の目を引くセールが頻繁に行われているが、出店者側にはどの程度の負担が生じているのか。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、消費者保護の観点から、出店者の身元確認や危険な商品の排除、プライバシーの保護、詐欺被害に対する補償等を自主的に進めてきた一方で、それらの対応が出店者側の負担になっているのではないかと。
- プラットフォーム間の競争が激化する中で、流通量の増加が志向されているが、それに伴い、プラットフォーム上の出店者に対する価格引き下げの圧力が働き、出店者の利益が犠牲になっているのではないかと。

以上

※ 本議事要旨は、会合の様子を事務局の文責において要約したものです。速報のため事後 修正の可能性がります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397